

令和 7 年 1 月 2 7 日

会 議 概 要

審議会等の名称		令和 6 年度第 2 回市川市下水道事業審議会	
開 催 日 時		令和 7 年 1 月 2 4 日（金） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 1 5 分	
開 催 場 所		市川市役所第 1 庁舎 第 4 委員会室（住所：市川市八幡 1－1－1）	
出席者	委 員	森田会長、杉浦副会長、門田委員、つかこし委員、久保川委員、亀田委員、阿部委員、知久委員、井上委員、大滝委員、平沢委員、竹村委員、増田委員	
	所 管 課	下水道経営課	
	関 係 課	下水道建設課、河川・下水道管理課	
議題及び会議の概要		公開・非公開 の別	非公開の場合の理由
「市川市下水道事業経営戦略」改定（案）について		公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当
その他 ① 耐震対策について ② 浸水対策について		公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当
		公開・非公開	・会議公開指針第 6 条第 号該当 ・公文書公開条例第 8 条第 項第 号該当
傍聴者の人数	0 人		
閲覧・交付資料	資料 1：「令和 6 年度 第 1 回市川市下水道事業審議会」での意見及び対応について 資料 2：「市川市下水道事業経営戦略」改定案（概要版） 資料 3：「市川市下水道事業経営戦略」改定案 資料 4：「市川市下水道事業経営戦略」改定に向けたスケジュール（案） 資料 5：耐震対策について 資料 6：浸水対策について		
特 記 事 項			
所 管 課	下水道部 下水道経営課（内線：1 7 5 3 3）		

様式第 3 号別紙

令和 6 年度第 2 回市川市下水道事業審議会会議録（詳細）

1 開催日時：令和 7 年 1 月 2 4 日（金） 1 0 時 0 0 分～ 1 1 時 1 5 分

2 場 所：市川市役所第一庁舎 第 4 委員会室

3 出席者：

委 員 森田会長、杉浦副会長、門田委員、つかこし委員、久保川委員、
亀田委員、阿部委員、知久委員、井上委員、大滝委員、平沢委
員、竹村委員、増田委員

市川市 森田 敏裕（下水道部長）、高橋 誠（下水道経営課長）、
星野 貴之（下水道建設課長）、浅田 隆行（河川・下水道管理
課長）、他

4 会議内容：

1. 「市川市下水道事業経営戦略」改定（案）について

2. その他

① 耐震対策について

② 浸水対策について

《配布資料》

- ・ 資料 1：「令和 6 年度 第 1 回市川市下水道事業審議会」での意見及び対応について
- ・ 資料 2：「市川市下水道事業経営戦略」改定案（概要版）
- ・ 資料 3：「市川市下水道事業経営戦略」改定案
- ・ 資料 4：「市川市下水道事業経営戦略」改定に向けたスケジュール（案）
- ・ 資料 5：耐震対策について
- ・ 資料 6：浸水対策について

【開会宣言】

森田会長 これから令和6年度第2回市川市下水道事業審議会を始めます。

【審議会成立の確認】

森田会長 初めに、事務局から出席の確認をお願いします。

事務局 本日は、菊地委員と前田委員より欠席との連絡をいただいております。委員15名中13名が出席です。

森田会長 では、委員15名中13名出席ということで、半数以上の委員の方が出席されていますので、下水道事業審議会条例第7条第2項の規定により、令和6年度第2回市川市下水道事業審議会は成立となります。

【会議の公開について】

森田会長 続きまして、会議の公開についてですが、市川市が主催いたします審議会等につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針の第6条に基づきまして、原則公開となっております。

また、今回の案件につきましては、個人に関する情報等の非公開情報部分がないため、本日の審議会を公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

（異議なし）

では、公開とさせていただきます。

また、本日は、今のところ傍聴人はいませんので、このまま続けます。

それでは、審議に入っていきたいと思います。次第1 「市川市下水道事業経営戦略」改定（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【次第1の説明】

高橋課長 下水道経営課長の高橋でございます。

次第1 「市川市下水道事業経営戦略」改定（案）について ご

説明させていただきます。

前回の第1回審議会では、改定案の素案をお示しさせていただきました、ご意見をいただきました。

今回の第2回審議会では、前回の審議会でもいただいたご意見を反映し、パブリックコメントに向け精査した改定案をお示しし、ご確認をお願いしたく存じます。

はじめに、前回の審議会でもいただきましたご意見への対応は、「令和6年度 第1回市川市下水道事業審議会」での意見及び対応について、にまとめておりますのでご覧ください。

いただきましたご意見につきまして、上から対応内容をご説明させていただきますと、

- ・グラフで示す、「分流式下水道等に要する経費」の表現を繰入ありなしと分かりやすく改めております。
- ・現計画の収支予測について検証した際のコロナの影響につきましては、後ほどご説明させていただきます。
- ・ウォーターPPPや広域化の記載につきましては、まず、ウォーターPPPについては、導入可能性調査を実施する旨を記載しております。また、広域化については、菅野終末処理場に関して将来的な流域関連公共下水道との統合について記載いたしました。
- ・新たな指標や現計画と改定版との違いが分かる表につきましては、後ほどご説明させていただきます。
- ・耐震対策、浸水対策につきましては、「市川市下水道事業経営戦略」改定案への追加記載はありませんが、市川市の下水道事業として重要な課題ですので、次第2. その他として、経営戦略の改定とは分けて、後ほどご説明させていただきます。

次に、「市川市下水道事業経営戦略」改定案、A4縦の資料が、全体版でございます。

前回お配りした資料に、今申し上げた内容等を反映するなど、精査して、形式を見やすく整えております。

そして、この資料に沿いまして、「市川市下水道事業経営戦略」改定案の概要版を作成しております。

この資料を利用してご説明を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、この資料はパブリックコメントにも添付するもので、前回の概要版よりも簡潔にわかりやすくお伝えすることを念頭に、現計画と改定案を比較し、変更点がわかるように作成いたしました。

では、1枚目をお願いいたします。

1. 経営戦略改定の概要 でございます。

経営戦略は、公営企業が将来にわたり継続的かつ安定的な事業運営を行うために策定する中長期的な経営の基本計画であり、本市では令和2年3月に「市川市下水道事業経営戦略」を策定しておりますが、策定から5年が経過することから、事業の進捗状況の分析を行ったうえで、人口動向や更新費用などの経営環境の変化を令和7年度以降の投資・財政計画に反映し、実効性のある経営戦略として令和6年度中に改定を行います。

改定後の計画期間は、令和7年度から令和17年度の11年間となります。

改定のポイントとしては大きく2つでございます。

1点目としては、「投資・財政計画の見直し」となりまして、投資面では、未普及対策等の事業費の見直しを行うもの、また、財源面では、計画期間内での収支均衡を図るための使用料改定の検討を行うものです。

2点目としては、「経費回収率の向上に向けたロードマップの作成」となりまして、令和6年度末までに、ロードマップを作成

し、国土交通省へ提出することが、国の補助金交付のための要件とされておりますので、新たに経営戦略へ記載するものです。

続きまして、２．事業概要でございます。

令和５年度末時点の主な事業概要といたしましては、下水道整備の現況を表す下水道普及率は、79.0%でございます。

また、経営状況を示す経費回収率は97.9%でございます。

詳細につきましては、全体版の３ページから８ページにございます。

３．将来の事業環境でございます。

主なものといたしましては、まず、人口・有収水量についてですが、本市の人口はゆるやかな減少傾向が見込まれております。

そのため、水洗化人口及び有収水量は下水道整備の進捗に伴って増加していきませんが、長期的には減少を見込むものです。

また、投資に関する経費については、未普及対策では、下水道未整備地域の整備拡大に伴い、整備費用及び企業債元金、利子償還金の増大を見込んでいます。

そして、長寿命化対策では、老朽化が進む施設の増加に伴って、更新や修繕費用の増大を見込むものです。

施設の見通しにつきましては、未普及対策による整備拡大、長寿命化対策について、費用は増加するものと考えます。

詳細につきましては、全体版の９ページから１４ページにございます。

４．投資・財政計画でございます。

現計画と改定案の主な見直し点ですが、まず、未普及対策事業の概成年度につきまして、前回の審議会におきましては、概成年

度の目標について、現状を踏まえて検討し、目標年度の設定を改めて行ったことにより、現計画から5カ年延伸し、令和16年度となった旨をご説明いたしました。が、未普及地域における早期整備への強い市民要望を踏まえ、再度精査し、早期概成を念頭に現計画の令和11年度概成から3カ年延伸し、令和14年度としたものです。

また、下水道使用料の改定時期につきましては、現計画では、令和4年度、7年度、12年度、22年度としておりましたが、改定案では、令和5年度の改定後、次回の改定を令和10年度とし、それ以降4年ごとの改定を予定するものでございます。

下水道使用料の改定予定などの財政計画につきましてご説明させていただきます。

右側のグラフ①をご覧ください。

こちらが現行の下水道使用料を維持した場合の試算を示したものととなります。

現行のままでいきますと、汚水処理経費（支出）が、下水道使用料（収入）を上回り、不足額が毎年度大きくなることで、経費回収率が下がり続け、将来の事業運営が困難となることが見込まれます。

このようなことを避けるために、次の考え方に基づき、改定の試算を行いました。

下水道使用料の改定計画につきましては、現況の物価高騰の影響等、市民生活への影響に十分配慮し、安定的な運営ができるように、国の指針に基づき5年に1回以上の頻度で使用料改定の必要性の検討を行うものです。

改定目標としては、下水道使用料で必要経費を賄えるように、事業の経費回収率を100%とし、維持していくことになります。

また、改定時期としては、繰り返しになりますが、次回を令和

10 年度とし、以降 4 年毎とします。

これらを試算したものが右側のグラフ②となります。

下水道使用料改定年度である令和 10 年度、令和 14 年度の、汚水処理経費と下水道使用料が均衡するように改定率を試算したもので、令和 10 年度以降の汚水処理経費が下水道使用料を上回る年度については、国の定める措置に基づき一般会計より基準内繰入れを行うことで、収支均衡を図るものとしました。

次回使用料改定予定の令和 10 年度以降、経費回収率は 100% となり、目標達成を見込めます。

このような経費回収率の目標や、下水道使用料の改定時期などを、右側やや下段にございます、「経費回収率向上に向けたロードマップ」として経営戦略へ記載することで、令和 7 年度以降の国の補助金の要件を満たすとともに、より実効性のある経営戦略として改定するものです。

投資財政計画の詳細につきましては、全体版の 17 ページから 27 ページにございます。

つづきまして、5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項でございます。

PDCA サイクルに基づき、3 年から 5 年ごとに検証、評価し、改定を行います。

また、進捗管理は、経営の基本方針で設定した目標値及び経営の健全性を示す経営指標を用いて、収支計画となる投資・財政計画と実績の乖離やその原因の検証・評価を行ってまいります。

また、今般の職員の事件を受けまして、市民の皆様が信頼し安心して下水道を使用することができるよう、今後の取り組み方針を記載させていただきました。

読み上げさせていただきます。

事業運営にあたっては、契約情報の管理やコンプライアンスの遵守などを徹底し、適正な価格により最小の経費で最大の効果を上げるよう取り組み、市民の皆様が信頼し、安心して下水道を使用することができる運営を行います。

繰り返しとなりますが、今後はコンプライアンスの徹底に努め、下水道部職員一同、皆様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

2 枚目をお願いします。

2 枚目は、前回の審議会でいただいた意見を踏まえ、現計画と改定案とを比較し、変更点をわかりやすくまとめたものでございます。

6．現計画と改定案の比較一覧でございます。

現計画と改定案の違いの主な点について対照表で比較しました。

7．投資計画の見直しでございます。

現計画に対しての実績の状況と、そこから何を見直し、改定案となっているのかをお示ししました。

なお、グラフの数値の単位は百万円で税込みとなり、青色が現計画で、橙色が令和5年度までは実績、令和6年度は決算見込み、令和7年度以降が改定案となります。

はじめに、①建設改良費〈未普及対策事業〉のご説明させていただきます。

現在の整備区域は中・下流部に集中していること及び、市北部地域の狭隘な道路によりう回路の確保が困難であること等により、

整備に不測の期間を要したことから、下水道整備概成年度を令和 11 年度から 3 カ年延伸し令和 14 年度とし、現計画より投資時期が後ろ倒しとなっています。

〈浸水対策事業〉では、現計画において、市川南ポンプ場の整備完了年度を令和 5 年度としていましたが、事業の進捗状況を考慮して、令和 8 年度に変更したため、期間を延長し、事業費の見直しを行いました。

また、令和 3 年度からは、一般会計で管理するポンプ場施設が下水道事業会計へ移管されたことから現計画より増額となっています。

〈総合地震対策事業〉は、現計画では令和 11 年度までの事業期間としていましたが、当該事業が令和 8 年度から国庫補助金の対象外となる方針が示されたことから、事業期間を令和 7 年度までに短縮したため、各年度における単年度事業費が増額となりました。

なお、令和 8 年度以降は、長寿命化対策事業と併せて地震対策を継続していきます。

〈長寿命化対策事業〉については、現計画において事業を進める中で、緊急浸水対策事業を優先したことから、今後、長寿命化対策の推進を図るため今回の改定の見直しで増額になっています。

令和 8 年度以降は地震対策を長寿命化対策事業と併せて進めることとしています。

8. 財源計画の見直しについてです。

なお、グラフの数値は税抜きとなりまして、単位、グラフの色は投資計画と同様となります。

〈下水道使用料及び経費回収率〉について、現計画で掲げた令和 4 年度の下水道使用料改定は、令和 5 年度に実施しました。この

下水道使用料改定により、経費回収率は改善し、一定の効果は得られたものの、100%を達成するまでの増収には至りませんでした。

次回予定の令和10年度の改定により、経費回収率100%を達成し、以降、4年毎の改定により同水準を維持していくこととしています。

〈一般会計からの基準外繰入金〉については、現計画では、一般会計からの基準外繰入金を、令和4年度の下水道使用料の改定に併せて繰入しないものとしていましたが、令和5年度の下水道使用料改定にあたり、一般会計との負担区分を見直し、雨水建設改良費にかかる一般財源分などの一般会計から繰入が望ましい経費を一般会計補助金として繰り入れることとし、これを反映した計画としています。

最後に改定のまとめとして、9. 現計画及び改定の評価でござい

ます。

現計画で掲げていた令和4年度の下水道使用料改定は、コロナ禍や物価上昇等による市民生活への影響に配慮するため1年間延期し、改定率の一部を抑えることとしました。

そのため、経営の健全性・効率性を示す経費回収率については改善、向上しましたが、目標としていた100%には至りませんでした。

今回の改定により、未普及対策事業等の投資計画の見直し及び下水道使用料の改定期等

の財政計画の見直しを行い、令和10年度以降は経費回収率100%を達成し維持できる計画としました。

なお、下水道使用料の改定期について、実施時期を具体的に示すロードマップを作成することとし、より実効性の高い計画としています。

続きまして、今後のスケジュールをご覧ください。

パブリックコメントを、2月3日月曜日から3月4日火曜日の期間で行います。

パブリックコメントでは、「市川市下水道事業経営戦略」改定（案）について、市内在住・在職・在学の方、または本市に事務所・事業所を有する個人、法人または団体、政策などに利害関係を有する方、及び本市に関心を持つ方にお知らせするとともに、広く意見の募集を行います

閲覧場所は、市公式 Web サイト、第2庁舎3階下水道経営課、中央図書館、行徳図書館、大野公民館図書館、男女共同参画センター情報資料室となります。

パブリックコメント終了後、結果報告と経営戦略改定案の最終報告を、書面による第3回審議会で行いたいと考えております。

その後、国への提出、市 Web サイトでの公表を、3月末に行います。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

【次第1の質疑応答】

森田会長 ありがとうございました。

それでは委員の皆様から、ご意見、ご質問、お気づきの点があれば伺いたいと思います。

つかこし委員、どうぞ。

つかこし委員 私の方から、意見と質問を1つずつ申し上げたいと思います。

まず、意見ですが、「概要版5.信頼と安心の下水道事業運営に向けて」について、このような内容のコメントを載せて頂ければ、市民の方に安心して頂けると思いますので、この点ご留意いただければ本当にありがたいです。

毎掲載せる必要はないと思いますが、引き続きこのような形での掲載をお願いしたいと思います。

次に質問ですが、概要版 6. 現計画と改定案の比較一覧で、維持管理費における物価上昇率、賃金上昇率にはそれぞれ 0.9～2.2%、1.0～2.8%の反映とありますが、経済誌等で物価上昇率の指標が示されているなか、この数値を当てはめた積算根拠等があったら教えて頂きたいと思います。

森田会長 ご質問ありがとうございました。

それでは、事務局から、質問の物価上昇率、賃金上昇率の根拠について回答をお願いします。

高橋課長 こちらは、令和 6 年 7 月 29 日付け内閣府の中長期の経済財政に関する試算を参考にしております。

つかこし委員 わかりました。ありがとうございます。

森田会長 阿部委員、どうぞ。

阿部委員 いろいろ整理して頂きまして、ありがとうございました。

まず、概略版 5. 経営の基本方針で設定した目標及び経営指標を用いて進捗管理をしていくということで、具体的な目標値や経営指標は、概要版の 1 つの軸となるような気がしますが、概要版に記載しないで、全体版を見るという構成になっています。

出来れば概要版のまとめのところに、目標値や経営指標を明確に示して頂けるとありがたいです。

それから、もう 1 つは経費回収率 100%について。経費回収率 100%を目標とした前回の使用料改定の際、コロナ禍等により改定率等を調整したのは、市民生活の安定という意味においては大変ありがたいのですが、自ら旗を降ろして諦めたという形になりました。

今回、経費回収率 100%を目指すには、改定率を確保しなければなりませんが、現在も物価上昇の状況において、市民生活の安定を考慮すると、現実的には非常に大変だと思います。

市民生活に重きを置くということであれば、それはそれで十分

踏まえますが、ただ、そうすると目標とのギャップが出てきますし、どこかで踏ん張らないといけない気がしますが、担当部署としての覚悟について伺いたいと思います。

森田会長 事務局からお願いします。

高橋課長 経費回収率 100%達成の考え方ですが、下水道事業は独立採算ですので、使用料をもって、経費を賄っていくのが原則です。

その中で、市民生活の方も考えなくてはいけない。これは公的な事業ですので、当然なことだと思っております。

具体的な方法としては、まず、理想とする使用料の改定率を掲げていくことがあると思います。

ただ、実際に市民の皆様が幾ら負担するのかを考えていく中で、その時の経済状況や、皆様の給与の状況なども勘案しなければならないと思います。

現在の単価は 144.7 円／ m^3 ですが、これを改定しますと、国の求める基準である 150 円／ m^3 以上を満たし、経費の一部を基準内繰入として繰り入れられることになります。これにより使用料のみでは賄えない経費の不足分を、基準を満たす形で繰り入れられるため、それをもって、経費回収率 100%達成を見込んでいます。

ただ、それが認められているからといって、いくらでも繰り入れてよいという訳でもございませんので、今後の経済状況また下水道事業の状況を見てバランスのとれる内容としていきたいと考えております。

森田会長 もう 1 つは目標とその結果、のようなイメージでこの概要版にも明示したらどうかというご意見でしたが、いかがですか。

高橋課長 主要な指標については、概要版の中でも評価していく項目がわかるように記載していきたいと考えております。

阿部委員 ありがとうございました。

これから定期的に経営戦略を変えていくということですが、目

標値について、例えば、下水道普及率は令和５年度末時点で79.0%ということでしたが、現計画における令和５年度末の目標値は何%ですか。

長期的な計画になりますので、段階的に何年度には何%という形で、ある程度組み立ておいた方が進捗度合いを把握しやすいという気がします。

今、そういう組み立てになっているか、事務方でそういう数値をお持ちなのかということも含めての質問です。

森田会長 事務局、どうぞ。

星野課長 下水道建設課長です。

今後の整備の予定ですが、令和14年度概成に向けて、何年度に何%という数値は持っております。以上です。

阿部委員 例えば、下水道普及率は令和５年度末時点で79.0%ということでしたが、現計画において令和５年度末の目標値は何%ですか。

星野課長 令和５年度の数値は、実績値になります。概要版の２ページ、左側の投資計画の見直しにオレンジ色の棒グラフがあります。これは下水道普及率ではなく、事業量を示しています。

これから、事業量を増やしていくには、実施設計を行い、工事の支障となる水道管やガスパスを移設するなど準備が必要で、その準備が整う令和11年度から工事を一気に増やしていくという計画でおります。

ですので、令和５年度の時点では現行の計画通りの数字であって、実際には令和11年度から増加していくという考え方で進めているところです。

現計画での下水道普及率の目標値は、令和５年度末で80.8%でございます。

進捗は、目標値に対し少し遅れ気味です。

以上でございます。

森田会長 時々、委員から、浸水対策にしても下水道普及率にしても、計画に対して進捗率がどれぐらいでしたかというご質問があると思います。

このような時に、令和6年度末には何%の予定でしたが、結果的にはそこまでいきませんでした。そこから先ほど課長がご説明されたような説明をして頂けるとわかりやすいと思いますので、なるべく具体の数字を出していただけるとよろしいかと思います。

よろしくお願いします。

他はいかがですか。よろしいですか。

そうしましたら、経営戦略において、主要な目標は追記することをお願いしたいと思います。

では、次第2その他①耐震対策について、事務局からご説明をお願いします。

【次第2①の説明】

高橋課長 前回の審議会の中で、宅内の耐震対策について 行政として何かアピールが必要ではないのかというご意見をいただいたところでございます。

そこで、資料を作成いたしましたので、説明をさせていただきます。

大きな地震が起きると、宅内排水設備にも被害が生じる場合がございます。

過去に大きな地震のあった自治体に伺ったところ、具体的な被害としては、地震の影響によって、汚水ますの接合部や排水管同士の接合部において隙間が生じ、隙間から土砂が流入することで、排水管のつまりが発生することや、排水管の勾配不良が生じることがあり、これらを原因として、排水が流せなくなる被害を確認しました。

接合部の隙間の発生に対しては、柔軟性のあるゴム製等の部材

を使用することで、隙間の発生を防ぐ効果が考えられます。

しかしながら、このような宅内排水設備に関する統一的な耐震基準が現状では確立されていないため、殆どの自治体において、耐震化に関する指針の策定や指導が行われていないのが現状となります。

市としてまずは、市民や排水設備工事業者に対して、耐震化に関する啓発を行えるように、どのような啓発が適切なのか、検討してまいりたいと考えております。

なお、トイレの利用判断など、下水道に関する震災時の対応について、啓発の案を作成していますので、後ほどご説明いたします。

そのほか市では、地震の影響により、トイレが利用できなくなる場合に備えまして、携帯トイレの備蓄を行っているところです。

また、被災状況により学校等の避難所や防災公園へ、マンホールトイレや仮設トイレ等を設置し、トイレが利用できるように計画をしています。

それでは、別紙「大震災が発生した時のトイレやお風呂の利用について」をお願いします。

先ほど申し上げました啓発の案になりますが、各ご家庭でできる、宅内排水設備の日常点検や、携帯トイレの備蓄のほか、震災後のトイレの利用等について、市ホームページ等を利用して、周知してまいりたいと考えています。

内容としては、震災が発生した際に気を付けていただきたいこととして、1. 下水道の防災ポイント、そのほかに、震災が起こる前の、「事前の備え」として、2. 宅内排水設備の点検の方法、3. 携帯トイレやトイレトペーパーの備えについて、また、震災時の下水道の使用に関して、「震災後の対応」として、4. トイレやお風呂の利用判断について、5. 避難所等のマンホールトイレ

レや仮設トイレの利用について、まとめたものでございます。

震災時において、各ご家庭でできる主な自助の取り組みとして、周知してまいりたいと考えています。

【次第 2 ①の質疑応答】

森田会長 能登地震などで、宅内配管が直らないため下水道が使えないという話が、だいぶ報道されたので、それを受けてのことだと思えます。

今、ご紹介いただいた資料の中で、ご質問等があれば、お願いします。

知久委員 非常に分かりやすく、とても勉強になりました。

汚水ますの開け方が分からなくて、ネット等で調べれば良いものの、ついつい、そのままにしていたのですが、資料にマイナスドライバーで開けることができると書いてありましたので、点検しようと思いました。

こういった有意義な情報を Web ページに出していただくということですが、Web ページだとご覧にならない方が多いかと思いますので、例えば下水道の料金明細の裏に載せていただければ、皆さん見やすいかと思えます。

高橋課長 貴重なご意見、ありがとうございます。効果的な周知方法については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

杉浦副会長 震災が発生した時に現地に行っていますので、業者として現場の意見をお話したいと思えます。

東日本大震災の時もそうでしたが、トイレの問題だけは、いつも同じことを繰り返しています。当たり前ですが、トイレが使えなくなってしまうんですね。

この資料にも、トイレが使えないことが書いてありますが、どうしたら使えるようになるかとは書いていないのです。

被災から 3 時間も経てば、恐らく半分ぐらいの方はトイレに行

きたくなるでしょうし、6時間経ったら、ほとんどの方がトイレに行きたくなる。

でも、水が流れない。夜だったら、真っ暗なところを外で用を足してこようとなりますよね。

携帯トイレが配られても、使ったことがない。または数が足りなくて、1つの携帯トイレを何人かで使う。

仮設トイレが来たとしても、暗い中、段差を上がるのも大変。仮設トイレは和式が多いのですが、足腰が悪くて使えないとか。

また、水が使えても、みんな自分さえ何とかなれば良い、と周りの人達のことを考えないので、トイレに汚物がどんどん溜まっていき、人の汚物の上に自分もする、臭いもすごい、トイレに行きたくない、水も飲めない。ということをいつも繰り返しているのです。これは震災の規模にもよるのですが、浦安もすごく大変でした。

まずは、周りの人と助け合って、少しでも快適にトイレが使えるような工夫をしなくてはいけないと思います。

もちろん行政からも発信してもらおうのですが、市民の人たちや、町会でも、市議会議員でもいいし、リーダーとなる人たちがルールを作り、やり方をよく覚えておく。

浦安の事例ですが、仮設トイレは水が流れないから、汚物がどんどん下に溜まっていきます。一回使ったら、次の人のためにぐるぐると棒でかき回しておかないと、山のように詰まってしまう、上がってきてしまうのです。すると、何人分と示されていても、実際それほど使えません。

使用後に棒でかき回して平らにしておくということをもちろん誰も知らないし、したくないのもわかりますが、それを誰かが言って実行すると、トイレを長く使える。

汚物が溜まってしまうと、もう使えないから早く新しいものを

持ってきてくれと市役所に要望しますが、そんなに持って来られないですし、中にはもっと綺麗なものを持ってこいという方もいらっしゃる。

ですから、ルール付けをして、みんなで助け合わないと。

もちろん、水、食べ物も大変ですが、トイレ問題はすごく大きいと思っています。

いつもこのようなことをお話しさせてもらうのですが、これが少しでも役に立って、トイレを綺麗に使うのは水も流れてないので無理ですが、市川市は、トイレ問題が他とは違って、少しは良かったよねと言えればいいなと思っています。

森田会長 貴重な実体験のご報告、ありがとうございます。

市としては参考にさせていただければと思います。

門田委員、どうぞ。

門田委員 震災の際、大きなマンションですと、管理組合で防災計画があると思うのですが、管理人がいないような小さなマンションだと、どうしたらよいのかわからない人が多いのではと思います。

地震が起きた際、受水槽に水を溜めれば、一時期は使えますが、それがなくなると、バケツに水を入れて、1階から5、6階まで持ち運び、水流すと。

私は阪神大震災を経験し、年配の方で、水で苦勞されている方をたくさん見ました。これは民間の話で、市として対策を取りにくいとは思いますが。

一方で、市営住宅では住民の高齢化が進み、空き家も増えています。また排水設備も老朽化しています。建て直しは難しいかもしれませんが、将来のために下水道の耐震対策を調べて、検討していただきたいと思っています。

森田会長 現実問題として重要なことではありますが、下水道部でのご対応は難しいかと思います。いかがいたしましょうか。

高橋課長 市営住宅の件につきまして、いただいたご意見は福祉部と共有していければと考えています。

森田会長 では、そのような問題があるということを皆さんで共有することにしたと思います。
井上委員、どうぞ。

井上委員 トイレの問題、本当にありがとうございました。
お水はある程度備蓄していると思いますが、お手洗いの問題は大変で、私も市民として関心があります。

私は講習会でダンボールトイレを作ったことがありまして、ペットボトルが入っているような段ボールの上をくり抜いて、そこにレジ袋を入れ、用を足したら凝固剤を入れて固めます。

何日か分ですが、避難所に行かなくて済むのではと思い、これを用意しています。

みんながこうやって少しずつ気を付けていくようにしたら、違うのかなとは思っています。

森田会長 ありがとうございます。
平沢委員、どうぞ。

平沢委員 大震災が発生した時のトイレやお風呂の利用についてというタイトルから、それぞれの内容は分かるのですが、防災や事前の備えと、実際震災が発生した時の内容の順番が混ざっている印象を受けました。

大震災が発生した時のトイレやお風呂の利用についてというタイトルですが、発生した時にどうしたらいいのかということが、少し分かりにくいと感じました。

高橋課長 貴重なご意見、ありがとうございます。今後、タイトルや構成を見直し、イラストを入れるなどして、見てぱっとわかるようなものにしていきたいと思っております。

森田会長 大滝委員、どうぞ。

大滝委員 事前の備えについて、共同住宅の管理会社に震災時の下水道使用ルールを確認しておきましょうというところですが、管理会社に確認するのは、汚水ますをどう点検するのかということでしょうか。

高橋課長 汚水ますの点検も含まれるでしょうし、どのような基準でトイレを使えるのかなど、いろんなことが含まれると思います。

資料では、何を確認するのかが分かりづらいということかと思われますので、わかりやすく伝えられるようにしていきたいと思っています。

森田会長 亀田委員、どうぞ。

亀田委員 各委員から、震災時のトイレのこと、簡易トイレの使用ルールあるいは使用についてご意見が出ているのですが、一般的に地震が起きた場合、簡易トイレを準備やその費用などは、下水道部が行い、総合地震対策事業で負担しているのか、あるいは総務など別の部署が計画して行っているのかを教えてください。

高橋課長 市の防災計画等については 危機管理部門で取りまとめを行っており、基本的にはトイレの費用もそちらの方で出しております。下水道部では、学校などのマンホールトイレの設置を行っております。

森田会長 門田委員、どうぞ。

門田委員 基本的に震災時に市道とか県道のような幹線は早めに復旧しますが、宅内の排水設備は、なかなか排水もできないですし、また一方で断水が起こり、使えない状況になると思います。

一般質問でも質問したのですが、宅内の排水設備は私有財産なので、市としては限界があるかもしれませんが、震災が起きて、例えば1人住まいの高齢者の女性など、資金的に厳しく、修理に20～30万円もかかるからやめておくという方もいらっしゃると思います。そういう場合に、市として助成金などの対応を考

えたらどうかと思っています。

他の自治体を調べたところ、神戸で震災後の補助金を出すという実例がございました。

震災に備えて直しておきたい場合でも補助金が出るようなシステムがあるとよいと思いますが、いかがでしょうか。

森田会長 事務局、お願いします。

高橋課長 ありがとうございます。宅内排水設備ですので、現状では、各ご家庭で震災への備えをしていただくのが原則でございます。

今後、補助ができるのかどうかについては、社会情勢等も踏まえて判断していくような課題にはなるのではないかと考えております。

杉浦副会長 大震災が発生した時というこの資料を見たので、震災の話になってしまいましたが、この審議会の中では、耐震の施工とかその辺にして、地震が起こったらという議論は、危機管理部門の内容ではないかと思いました。

地震が起こった時のために、ここでどうしようかという話はなかなか難しいと思っております。意見でございます。

森田会長 ありがとうございます。門田委員のご意見はごもっともですが、下水道部だけで答えるのが難しいところもあるので、このような意見が審議会であったということを、市役所の中で共有していただければと思います。

他はよろしいですか。

そうしましたら、議題2その他②浸水対策についてご説明をお願いいたします。

【次第2②の説明】

高橋課長 第1回下水道事業審議会におきまして、浸水被害の推移がわかる資料がありますか、というお話を頂きましたので、資料をご用意いたしました。

「台風等による市内全域の主な被害状況」になります。

過去に発生した甚大な被害を及ぼした事例といたしまして、昭和 56 年の台風 24 号から、平成 26 年の 18 号までの総雨量と合せて、これに伴う床下及び床上浸水の被害状況を整理したものでございます。

昭和 56 年には、床下浸水床上浸水合わせて約 12,000 件あったところ、平成 25 年には、約 300 件と大幅に減少しておりますので、現在までの河川及び下水道の整備によって、浸水対策の効果があったと考えております。

しかしながら、減少してはいるものの浸水被害は発生していること、道路冠水などの家屋に影響の少ない被害について今回のデータに含まれていないこと、また、近年、ゲリラ豪雨などの急激な集中豪雨の発生も増えていることなどから、事業の重要性は高いと認識しており、今後も継続して浸水対策を進めていく計画でございます。

以上でございます。

【次第 2 ②の質疑応答】

森田会長 ありがとうございました。

私から最初に質問したいのですが、市内全域の家屋数は何戸ぐらいですか。

森田部長 下水道部長です。

市川市の人口が現在 50 万人弱でございまして、1 世帯当たりの人数が約 2 人ですので、家屋数は概算にはなりますが 25 万戸です。

森田会長 ありがとうございます。

その 25 万戸のうち 1 万戸以上が、水に浸かったということですよ。

そういう見方で見た方がわかりやすいかなと思いましたので、

ご質問させていただきました。

他にご意見ご質問があれば、お願いいたします。

つかこし委員 非常にわかりやすい資料をありがとうございます。

データが、直近で平成 26 年のものですが、これ以降にも大きな台風が来ております。平成 26 年以降のデータは、ないから資料に載せられないのか、それとも、何か載せられない理由があるのかを教えてくださいませんか。

星野課長 この後にも大きな台風は来ていまして、被害も出ております。

こちらには主なものを例としてお示ししておりますが、この他の被害状況も把握しております。

つかこし委員 所管部署で、最近のデータもしっかり把握されていると聞き、安心しました。

2019 年の台風もそれなりの被害があったと記憶していますので、資料に直近のデータを追加できるようでしたら、ぜひご検討をお願いしたいと意見を申し上げて終わりにさせていただきたいと思います。

森田部長 各年のデータがございまして、2019 年、令和元年 9 月、10 月に来た台風の際の浸水被害は床上床下を合わせまして 2 件でした。この時は房総半島の南の方で風による被害が大きく、市内でも風による被害は出ておりますが、浸水等の被害は出ておりませんので、この資料には記載しておりません。

つかこし委員 ありがとうございます。

森田会長 この資料において、右肩下がりで効果が出ていて、これ以降 10 年間、本当に被害はなかったということを表したいのであれば、最新のデータが載っていた方がわかりやすいというのが、つかこし委員の真意ではないかと思います。

井上委員、どうぞ。

井上委員 和暦と西暦を併記していただけると、もっと分かりやすいと思

いました。

高橋課長 もっとわかりやすい資料となるよう工夫したいと思います。

森田会長 よろしいですか。他はいかがでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、令和6年度第2回
下水道事業審議会をこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。